平成２２年（フ）第７６２号
川崎市宮前区野川3138番地21　ルナーハイツ102
債務者　鈴木　未希（旧氏名鈴木幹也）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０９号
川崎市幸区古市場1741番地４　コーポさいわい201
債務者　松本　幸大
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
岡山県玉野市玉６丁目29番６号
債務者　小野　素子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２号
大分県竹田市大字竹田2108番地
債務者　宗　　智
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１８７６９号
東京都中野区南台５丁目５－２－101
債務者　陳　　寶珠
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１３６号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目４番６－6305号
債務者　長尾　光一
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３７号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目４番６－6305号
債務者　長尾　政美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６号
石川県加賀市作見町カ131番地２　沢村アパート203号室、従前の住所石川県小松市矢田野町ル６番地20
債務者　片山不三男
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３８号
熊本県上益城郡山都町花上461番地
債務者　藤岡　　一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第１４５９号
東京都府中市清水が丘１丁目３番地の９ハイツ小林602
債務者　角屋敷靖男
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４７２号
東京都調布市上石原１丁目47番地45コーポバラード201
債務者　佐藤　勇幸
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５１１号
東京都あきる野市菅生1351番地
債務者　川口　　修
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５４２号
東京都青梅市野上町３丁目15番地の２ハイツかすみ野Ⅱ　303
債務者　波多野仁美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７６号
東京都あきる野市引田447番地シティハイムセゾン105号
債務者　小林智愛美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７７号
東京都あきる野市引田447番地シティハイムセゾン105号
債務者　小林　正志
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部